

仙台市長 様

## 誓約書

当社は、

- 1 災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理実施にあたり、関係法令等を遵守します。
- 2 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表各号(裏面)に掲げている措置要件に該当する者(以下、措置要件該当者)ではありません。
- 3 住宅の応急修理に従事する場合、措置要件該当者であることを知りながら、下請けその他の契約を締結しません。
- 4 措置要件該当者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

令和元年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_

## ○仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表（措置要件）

※「有資格者」は「誓約を行う個人又は法人」と読み替えてください。

- 1 有資格者の代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有しない役員のうち代表権を有すると認めるべき肩書きを付したものを含む。）をいう。以下同じ。）又は一般役員等（有資格者である法人の役員又はその営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）が暴力団員若しくは暴力団関係者であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
- 2 有資格者（使用人（有資格者の使用人で一般役員等以外のものをいう。）が、有資格者のために行った行為は、有資格者の行為とみなす。以下同じ。）、代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の威力を利用して県警から通報があり、又は県警が認めたとき
- 3 有資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
- 4 有資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
- 5 有資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき
- 6 前各号に掲げるものを除くほか、有資格者が暴対法第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき
- 7 前各号に掲げるものを除くほか、有資格者が仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき

## ○参考条文

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）〔暴対法〕 抜粋

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

- ・仙台市暴力団排除条例（平成25年6月25日仙台市条例第29号） 抜粋

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法人その他の団体であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの